

## 広域交付住民票の申請について

- 米沢市以外に住民登録をしている方でも、広域交付住民票を申請することで、居住関係を公証する証明書を取得することができます。
- **本人及び同一世帯の方**が申請できます。
- 本人確認については、通常の住民票取得の際より要件が厳しいため、顔写真入りの官公庁が発行した身分証明書をご持参ください。
- 顔写真入りの官公庁が発行した身分証明書をお持ちでない方や本籍・筆頭者の記載のある住民票が必要な方は、住民登録のある市区町村に、郵送等でご申請ください。詳しくは、住民登録のある市区町村に直接お問合せください。

【申請時の本人確認について】 次の顔写真入りのものをご持参ください。

個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）  
住基カード、在留カード、運転経歴証明書、精神障害者保健福祉手帳、  
身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体が発行した身分証明書 等

【広域交付住民票と住民票の違い】

広域交付住民票には、戸籍の表示（本籍・筆頭者）ができません。戸籍の表示が必要な場合は、住民登録をしている市区町村に住民票を申請してください。

【申請書の記入の仕方】

①「窓口に来られた方」について

実際に窓口に来られた方の、住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号を記入してください。氏名は自署でお願いします。住所は、住民登録をしている住所を記入してください。

②「どのような住民票が必要か」について

必要な証明書のほうに、☒を入れてください。

世帯の全員を記載する場合は、『世帯全員の写し（謄本）』になり、世帯の一部の方のみを記載する場合は、『世帯一部の写し（抄本）』になります。

『世帯一部の写し（抄本）』の申請の場合は、必要な方の氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。

③「記載が必要な項目」について

必要な記載事項に☒を入れてください。日本人と外国人で、一部記載できる項目が異なりますのでご注意ください。

住民票コードや個人番号（マイナンバー）が記載された住民票については、法律によってさまざまな制限等が設けられています。取得にあたっては、提出先や利用方法をよくご確認ください。

戸籍の表示（本籍・筆頭者）はできませんのでご注意ください。